

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

想定する地震は、和歌山県に大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震とする。

- ・約100年周期で発生すると想定されているM8クラスの「東海・東南海・南海3連動地震」(以下「3連動地震」) 想定震度は震度5強から震度6弱となっている。
- ・千年に一度、1万年に一度と想定されているM9クラスの「南海トラフ巨大地震」(以下「巨大地震」) 想定震度は震度6弱から震度6強となっている。

津波について、3連動地震では最大津波高6m、津波高1mの到達時間は44分後となっており、巨大地震では最大津波高11m、津波高1mの到達時間は35分後となることが想定されている。

また、当町のハザードマップによると、巨大地震では当会が立地する中心市街地は、沿岸部から国道42号線までのほとんどの範囲が浸水し、湯浅地区、栖原地区、田地区で液状化が起こると想定されている。

(洪水)

当町のハザードマップによると、当会が立地する中心市街地では、北側に山田川、南側に広川という2級河川があり、24時間雨量343mmの想定(100年に一度クラス)では、山田川浸水想定区域図では、田畑等の一部に1.0~2.0m未満の深い浸水が確認されるが、大部分は0.5m未満の浸水であり、甚大な被害が発生する可能性は低いと考えられる。広川浸水想定区域図では、主に広川町側に浸水被害が発生し、本町にはほとんど被害が確認されていない。しかし、いずれの河川も状況によっては想定以上の浸水被害の可能性もあるため、大雨時の状況把握が必要である。

(土砂災害)

栖原地区と湯浅地区を隔てる山地は急峻で、巨大地震の際に崩落の危険があり、また、山田、田地区には土砂災害危険箇所が多数分布していて特に注意が必要な地域である。さらに、湯浅町の道路が山の斜面沿いに多く通っているため、土砂崩れの際に寸断する可能性があり、田、栖原地区はそのため陸の孤島となる危険がある。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 638人
- ・ 小規模事業者数 580人

### 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	75	73	町全体に立地しているが、大字湯浅地区に多い。
	製造業	55	51	町中心市街地、田、栖原、郊外にまんべんなく立地
	卸小売業	231	200	町中心市街地に8割強が立地
	飲食業・宿泊業	89	84	町中心市街地に7割強が立地
	サービス業	22	17	町中心市街地に8割が立地
	その他	166	155	町中心市街地に8割が立地

## (3) これまでの取組

### ① 当町の取組

項目	年月	備考
防災ラジオの配布	平成21年11月	全戸配布済み
地域防災計画の改訂	平成30年3月	今後必要に応じ改訂
津波避難訓練の実施	平成23年より	毎年1回実施
防災講演会の開催	平成23年より	講師を招いて開催
津波ハザードマップ配布	平成26年3月	南海トラフ巨大地震の想定に対応
防災出前講座の実施	毎年複数回開催	地区単位で実施
老人大学での防災講座	毎年開催	年1回約200名参加
防災備蓄品の整備		保存食、水、毛布、粉・液体ミルク、歯ブラシ等を年次的に購入し拡充している。
洪水・土砂災害ハザードマップ配布	令和3年3月	想定最大規模降雨に対応
湯浅町公式アプリ「ゆあさポート」リリース	令和6年6月	防災行政無線の放送内容や防災情報等を確認できる。

### ② 当会の取組

項目	年月	備考
小規模事業者・事業者のためのBCP（事業継続計画）セミナー	平成21年12月1日	パンフレット配布550部 14人参加
損保会社と連携した損害保険への加入促進	令和2年～ 令和6年	毎月1回和歌山県火災共済協同組合担当者や制度周知・加入促進で町内巡回
防災備品の備蓄		スコップ、懐中電灯、飲料水等
事業継続力強化計画策定支援	令和2年～ 令和6年	計6事業所が認定
計画認定先支援数のフォローアップ	令和2年～ 令和6年	計59件
商工会報・PRチラシ・共済チラシ・関連セミナーチラシ等による啓発	令和2年～ 令和6年	計2186件
専門家派遣	令和2年	3事業所
当町との発災後の情報共有	随時	

## 2 課題

- ・現状では、緊急時（巨大地震、豪雨災害発生時）の取組にかかる湯浅町と湯浅町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・湯浅町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・令和2年度よりのコロナウイルスの蔓延により、実際に事務所等へ巡回する（面会する）機会自体が制限された事。
- ・上記に即し、DXを用いた周知・取組活動へ着手不足であった事。

## 3 目標

### ○成果目標

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	1	1	1	1	1	5
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	424	424	424	424	424	2120
フォローアップ事業者数	1	2	3	4	5	15
事業者数（経済センサス）	718					—

### ○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー、防災イベント等の周知	年1回以上
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあっせん	年1事業者
情報連絡体制の整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当会と当町の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	年1回
連携体制の推進	当会と当町との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援にむけた情報共有や連携した支援体制を整備	【打合せ会議開催】 湯浅町商工担当者 湯浅町災害担当者 湯浅町商工会担当者により打合せ会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時	年1回

		期、復興支援内容等を確認	
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	損保会社や火災共済等と共同で巡回指導(OJT)	年 6回 延 12件

#### 4 その他

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### 5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

#### 6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### （1）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

##### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・事業者における現状の事業継続力強化計画 認知度・必要度をまず防災という分かり易い観点から周知する。
- ・令和5年の新型コロナウイルス5類引き下げもあることから、商工会報を奇数月には全会員手配布等、積極的な事務所等へ巡回（面会）を実施する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家の招聘、小規模事業者に対する普及啓発セミナー情報や行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### ② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和2年作成）。

##### ③ 関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・湯浅町と連携し、会員事業所へ防災に関する間口の広い（関わり易い）DX活用周知チラシ→湯浅町公式アプリ「ゆあさポート」を配布する。

#### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・BCP計画策定後支援として、セミナーの開催・専門家派遣制度を活用する。
- ・湯浅町防災担当部局・商工担当部局と湯浅町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。
- ・町事業継続力強化支援打合せ会議（構成員：湯浅町総務課地域防災係、湯浅町ふるさと振興課商工観光係、湯浅町商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（M9.0の南海トラフ巨大地震）が発生したと仮定し、当市町村との連絡ルートの確認等を行う（年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議を実施する。）。

### (2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に商工会職員の安否報告を湯浅町へ行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、湯浅町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### ② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大</li> </ul>

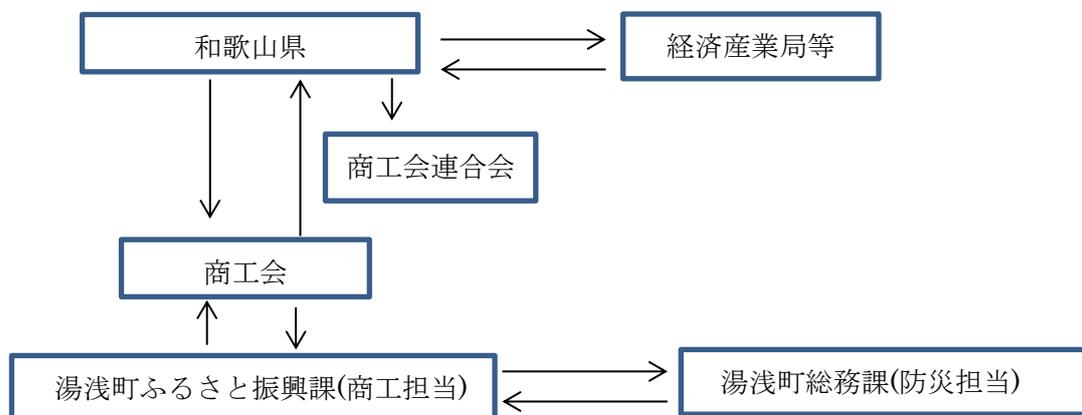
	きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。  
 ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	3日に1回共有する
4週間以降	随時共有する

### ③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当会又は当町から和歌山へ報告する。



### ④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、湯浅町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

### ⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・湯浅町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を

を行う。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。
- ・当地域では唯一熊野古道が通る商店街・地形状恵まれた天然の良港（湯浅広港）、醤油発祥の地、柑橘類の三宝柑と、恵まれた自然環境・多くの特産品等を有し、特に優先すべき事業継続力強化支援先の選定は困難です。よって、業種別の「特に優先して支援を行う業種」は特に定めないものとします。

#### ⑥その他

- ・本計画は、商工会及び町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和7年1月現在)
1	<p><b>実施体制</b>（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）</p> <pre>graph TD; A[湯浅町商工会] --- B[事務局長、法定経営指導員、経営指導員、]; B &lt;--&gt; C[ふるさと振興課 商工担当]; C &lt;--&gt; D[総務課 防災担当]; E[湯浅町] --- C;</pre>
2	<p><b>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b></p> <p>(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 後藤 佑樹（連絡先は下記3（1）参照）</p> <p>(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本計画の具体的な取組の企画や実行</li><li>・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</li></ul>
3	<p><b>商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</b></p> <p>(1) 商工会／商工会議所 湯浅町商工会 〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1075-9 湯浅えき蔵1階 TEL：0737-63-3535 / FAX：0737-63-3343 E-mail：yuasa@w-shokokai.or.jp</p> <p>(2) 関係市町村 湯浅町 ふるさと振興課 〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1982番地 TEL：0737-64-1112 / FAX：0737-22-6500 E-mail：kanko@town.yuasa.lg.jp</p>

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
・打合せ会議運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、湯浅町補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。